

発議第39号

議案第83号「工事請負契約の変更について（新東谷調整池整備工事）」の付帯決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年12月22日提出

提出者

総務委員長 海老原 功一

議案第 8 3 号「工事請負契約の変更について（新東谷調整池整備工事）」の付帯決議について

本年 1 0 月末、新東谷調整池整備工事において、地盤の変状により家屋等に被害が発生した。

本事業は、本市南部地域の浸水被害解消を目的にすすめられ、行政・近隣自治会等との協議を経て、工事期間中はもちろん、事業を受け入れられた地元住民の協力は多大なものがある。また住民の生活基盤の安定・向上を目的とした公共工事において、何よりも安全・安心は欠かすことができない条件である。

にもかかわらず、今回発生した事故は、近隣住民に生活不安を広げるとともに、本事業及び公共工事に対する信頼を失墜させかねないことであり、断じて許されない。しかも、本工事の基礎をなす土止め鋼矢板工法等への不信・不安は、今後の工事展開、そして将来の住民生活に大きな支障となりかねない。

そこで、以下の事項を確実に履行することを強く求める。

記

- 1 平成 2 1 年 1 1 月 1 3 日付で締結した三者協定書を遵守し、被害にあわれた住民の不安を解消し、生活再建および補償について最善を尽くすこと。
- 2 地元住民・自治会等とは、新たな文書協定等の締結をはじめ、誠実で真摯な協議を行うとともに、引き続き、工事が継続できるように協力を求めること。
- 3 事故の原因調査、再発防止に向けた取り組みを徹底すること。また、二度と同様な事故を起こさないためにも、防止マニュアル等の作成、公共工事に対する指導・監督の強化等、本市業務にいかすこと。
- 4 住民への補償や再建工事等への財政負担については、施工者にも、事故原因に起因した負担を求めること。
- 5 施工者は、事故原因の究明に積極的に協力するとともに、近隣住民等への誠実な対応をすること。
- 6 将来に渡って地域住民の安心・安全のため、地盤変状調査を継続し、地域住民に公表すること。

以上決議する。

平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日

千葉県流山市議会